



第 7 8 8 号

トランクルーム認定証

東京都中央区外神田 3 丁目 1 2 番 9 号

日本通運株式会社

代表取締役 岡部 正彦 殿

倉庫業法（昭和31年法律第121号）第25条の規定により、
下記に掲げるトランクルームを認定する。

記

1. トランクルームの名称及び位置

旭川 1 6 号倉庫

旭川市宮下通 1 2 丁目 1 2 8 3 番地、1 2 8 5 番地

2. トランクルームの性能

常温・常湿・防塵性能

平成 1 4 年 1 0 月 2 1 日

北海道運輸局長 影 山 幹 雄

